

アカシア・リニューアブルズ株式会社「（仮称）遠野風力発電事業計画
段階環境配慮書」に対する意見について

平成29年10月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）遠野風力発電事業
計画段階環境配慮書」について、アカシア・リニューアブルズ株式会社に対し、環
境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県いわき市
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出 力 : 最大86,400kW程度

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年7月28日
環境大臣意見受理	平成29年10月13日
経済産業大臣意見	平成29年10月19日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、岡田
電話03-3501-1742（直通）

アカシア・リニューアブルズ株式会社「（仮称）遠野風力発電事業計画
段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

本事業の事業実施想定区域の一部は、現時点において、他事業者が計画する風力発電事業の対象事業実施区域と重複していることから、重複した対象事業実施区域を計画している他事業者と速やかに事業計画に係る協議・調整等を行い、その結果を踏まえ、方法書及びそれ以降の手続において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）事業計画の見直し

2.（1）、（2）及び（4）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（4）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、林野庁の山地災害危険地区調査要領（平成18年7月）に基づく崩落土砂流出危険地区等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの指導・助言を踏まえること。また、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響に関する調査、予測及び評価を行い、これらの結果を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を最小限に抑えること等により、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺ではクマタカ、当該区域の周辺ではイヌワシの生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 景観に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、「いわき市遠野オートキャンプ場」、「往生山のヤマザクラ」をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が存在しており、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言並びに地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえることに加え、必要に応じて管理者及び利用者の意見を踏まえること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、往生山等につながる登山道が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、供用時における風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、利用者及び地域住民等からの意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。